

情報あら

2月							3月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
						1							1
2	3	4	5	6	7	8	2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15	9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22	16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28		23 ₃₀	24 ₃₁	25	26	27	28	29

すこやかマタニティ教室に参加しませんか

もく浴などの実習をはじめ妊婦体操の体験や先輩ママの体験談などを聞くことができます。

妊婦さんだけでなくお父さんになる方やご家族も参加できます。

日時・内容

開催日	時間	内容
1回目 3月2日(日)	10:00 ~ 12:30	もく浴、抱き方などの実習、妊婦体操・妊婦体験
2回目 3月5日(水)	13:00 ~ 15:30	妊婦体操、授乳方法、先輩ママとの交流など

場所 しんた21

対象 1回目：妊婦の方(ご家族も参加できます)、2回目：

1回目に参加した妊婦の方

定員 15組(申込順)

申し込み 2月6日(木)から27日

(木までに電話で保健福祉課(しんた21内) ☎ 85 01100)

国民年金保険料の追納制度について

過去に納付が免除された期間や学生納付特例期間の国民年金保険料は、10年以内に限りさかのぼって納めることができ、これを『追納』といいます。

余裕ができて保険料を納められるようになったときは、計画的に追納することをおすすめします。

ただし、免除された期間や学生納付特例期間から2年が過ぎると、当時の保険料に経過期間に応じて定められた額が加算されます。

詳しくはお問い合わせください。問い合わせ 保険年金課

(☎ 85 1771)

「ご存じですか?こんな制度

児童手当制度

児童手当は、6歳到達後最初の3月31日までの間にある児童(義務教育就学前の児童)がいる保護者の申請に基づき、第1子と第2子は月額5千円、第3子以降は1万円を支給する制度です。ただし、保護者の所得が一定額以上の場合など、手当が支給されないことがあります。

特別児童扶養手当

心身に政令で定める程度の障害がある20歳未満の児童の保護者の申請に基づき、重度の障害がある児童一人につき月額5万1千550円、中度の障害がある児童一人につき月額3万4千330円を支給する制度です。ただし、保護者の所得が一定額以上の場合など、手当が支給されないことがあります。

特別障害者手当

心身に政令で定める程度の障害がある20歳以上の方に、月額2万6千860円を支給する制度です。ただし、一定額以上の所得がある方や3カ月以上継続して入院している方、特別養護老人ホームなどの施設に入所している方などには支給されません。

障害児福祉手当

心身に政令で定める程度の障害がある20歳未満の児童の保護者の申請に基づき、月額1万4千610円を支給する制度です。ただし、保護者の所得が一定額以上の場合など、手当が支給されないことがあります。

登別市重度心身障害児介護手当

3月の粗大ごみ収集

粗大ごみの収集は、地域ごとに決められた年2回の収集時期に、電話の申し込みにより行います。

粗大ごみを出すときは(1回につき5品まで)、1枚160円のごみ処理券を購入の上、1品ごとにごみ処理券を張ってください。

申込方法 収集日初日の2週間前から収集日初日まで(土・日曜日、祝日を除く)の9時~17時に電話で環境資源課へお申し込みください

3月の粗大ごみの収集日・地区		
地区名	収集日	申込期間 (土・日曜日、祝日を除く)
桜木町	2月24日(月) ~ 3月1日(土)	2月10日(月) ~ 2月24日(月)
幌別町	3月3日(月) ~ 3月8日(土)	2月17日(月) ~ 3月3日(月)
中央町	3月10日(月) ~ 3月15日(土)	2月24日(月) ~ 3月10日(月)
千歳町	3月17日(月) ~ 3月22日(土)	3月3日(月) ~ 3月17日(月)

このほかの地区の収集日については、『家庭ごみ収集カレンダー』に掲載しています。また、今後の『広報のぼりべつ』でも紹介していきます。

申し込み 環境資源課 (☎ 85 2958)
問い合わせ

心身に市の条例で定める程度の障害がある児童の保護者の申請に基づき、月額1万円を支給する制度です。
問い合わせ 児童家庭課
(☎ 85 5634)

『ひな人形展』にお越しください

期間 2月1日(土)~3月4日(火)
(毎週月曜日は休館日)
時間 10時~16時
場所 郷土資料館
入館料 大人:190円、小・中学生:60円
問い合わせ 郷土資料館
(☎ 88 1339)